

東日本大震災でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたします。そして、被災者の皆様と救助・復旧活動に従事される皆様のご自愛、被災地の復旧・復興を心より願います。

さて、ワールドスケールでは、1991年の東西冷戦終結以来、様々なパワーシフトを呼び、10年毎に大きな変動や事象に襲われている。例えば、東西の2極構造崩壊後、米国をはじめとする西側民主・資本主義諸国を中心として世界が回り始めたが、同時に負の感情も一極に向かい、2001年の米国同時多発テロを呼び込んだ。その後、西側諸国がテロ対策にかかりきりになり、内向きになる中、証券化ビジネスモデルの破綻に伴う流動性の危機により西側諸国の資本や財政が痛むと中国などの新興国の台頭を許し、多極化に向かった。更に、その余波は先進国の低金利や過剰供給などにより新興国や途上国及び資源国に資源高やインフレというポートフォリオの偏在をもたらした。その結果、2011年になると、北アフリカや中東では長期独裁政権に対し民衆が蜂起し、ムスリム同胞団を中心に大アラブとしてまとまる兆しを見せる。この裏にも、中国の影響力拡大に対する欧米の焦りが見え隠れする。世界は日本同様に、流動性の危機やポートフォリオの偏在により地方分権若しくは地方反乱による地域再編が加速する。

東日本大震災前の日本の周辺事情はというと、中国による政治的浸食と、米軍の最前線からの撤退という冷戦後の変動後期を迎えていた。例えば、朝鮮半島から米軍を追い出したい中国は1992年の国交回復以来、韓国への優遇策を含めた政治的取り込みを始め、左派政権誕生に伴い南北融和の演出による米軍不要論を韓国国内で醸成させ、離米工作を進めた。特に、喉元に突き付けられた刃でもある烏山^{オサン}在韓米空軍基地を取り除くことに躍起である。これと同様に、日本でも離米工作による沖縄の在日米軍基地の取り除きを目論むが、米国の巻き返しにあう。その手詰まり感の中で、北朝鮮の羅津港などの租借や新潟総領事館の開設など中国は戦略的に日本海への進出・展開を目論んでいる。

そんな中で起きたのが、尖閣事案であり、メドベージェフ露大統領による北方領土への視察である。尖閣事案は過剰反応が国際問題に発展したケースであり、その端緒は日本近海や韓国近海で多発していた中国漁船による危険行為である。近年、中国では人民解放軍の影響力が拡大しており、それが過剰反応に結びつき、両国のナショナリズムを高め、民主党政権の安全保障・危機管理政策の無策ぶりを露呈した。これは2001年4月1日に米中間で発生した海南島事案¹に似ており、当時のブッシュ政権も中国首脳部に振り回された。また、露大統領の北方領土訪問は初めてのことであり、これはメドベージェフ/プーチンの2頭体制の瓦解を意味し、メドベージェフ後を見据える日本政府とプーチン首相に対する政治的な当てつけであり、日米関係に対する揺さぶりでもある。一方、韓国では保守政権誕生に伴い発生した天安撃沈事案や延坪島砲撃事案などにより米韓関係は急速に回復した。反面、米国内では、親中離米的な日本の民主党政権に対する不信がそのまま日本国への不信へと変貌しつつあった。また、中国の影響力が拡大するアジア諸国では、日米の安全保障体制に対する懸念からASEANに代わる米国直接関与による経済連携の模索を始めたばかりである。

¹ 南シナ海公海上で、米軍電子偵察機と中国人民解放軍戦闘機が空中衝突し、米軍の電子偵察機が中国海南島に不時着し、搭乗員が中国に身柄を拘束された。

そのような周辺事情の中で発生したのが東日本大震災及び原子力事故である。

米国はいち早く「Operation Tomodachi」として米軍を投入した。「Operation [作戦]」と冠が付いている以上、国家戦略を基にした2個師団以上（数万人規模以上）の軍隊が参加する軍事作戦であり、世界に向けて強固な日米関係をアピールすることにより米軍のアジアに対するプレゼンスが揺るぎないものであることを証明して見せた。仙台空港の早期復旧や海上からの支援体制を見ても、これほど心強い友軍はないと感じた人も多いただろうが、これは米国の国益に則った戦略の一端であることも頭の片隅においておく必要はある。

また、政府の東北地方太平洋沿岸部における震災対応はというと、基本的に「改正災害対策基本法」や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」に基づく「防災基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「応急対策活動要領」に沿って行われる。したがって、どのような内閣であろうと事務方を中心に災害応急対策は粛々と行われる。しかし、日本海溝・千島列島周辺海溝型地震の被害想定は最大でも全壊棟数約2.1万棟、死者約2700人であり、当然ながら応急対策規模もその予測被害を基にした準備しかしておらず、初期の混乱や初動の遅れに繋がった。それというのも、東北地方太平洋沿岸部は、大規模地震対策特別措置法にある地震防災対策強化地域には指定されていなかったことから、東海地震や東南海・南海地震及び首都直下型地震のような大規模地震地域としての想定及び認識が政府や識者になかったことに起因する。

また、マスコミや政府などによる情報提供は一元的であり、「我慢」や「譲り合い」を称賛する報道も「災害対策基本法」や「大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会報告書」を基に行われており、基本的にパニックや流言飛語対策に重点を置いている。よって、現時点では政府・報道の一体化・一元化による誤った情報発信や情報操作により、国民は一律的に利益を損なうこともあることを念頭においておく必要がある。現在は、目の前で火災が発生していても誰も動かないという集団心理効果により、安心を得られている状況に似ている。

この震災と同時に、発生した福島第一原子力発電所の1号機から4号機までの原子力事故事象は、基本的に改正災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法などを基に応急対策が進められる。原子力緊急事態宣言の発出や緊急事態応急対策実施区域の設定もこれを行われたわけだが、自然災害の応急対策に比べると、今回のような大規模原子力事故が想定されていなかった為か応急対策に荒さが目立つ。にもかかわらず、これほど長期間、継続的に放射性物質などが放出される事態は人類史上初めてのことであり、核爆発のような急迫的な放射線被害ではなく、水俣病²やイタイイタイ病³などのような遅発的な環境汚染被害に重点を置くべきであり、現段階において安易に安全を謳うべきではない。特に、注意しなければならないのは、このような後発性の国民的被害が予測される場合、先送りのバイアスが時の政権に働きやすく、大義の名の下に重要情報が隠蔽されることがある。

その中で、今回の原子力事故事象はオバマ政権におけるメキシコ湾でのBP社の原油流出事故に相似し、世界中が事態の成り行きを注視している。にもかかわらず、今、日本及びその政府は国民からも世界からも信用を失墜しており、安全と危険を明確に区別するためにも、モニタリング

² 熊本県水俣市周辺や新潟県阿賀野川流域で企業の垂れ流す廃水に含まれる水銀が食物連鎖により地域住民に中毒症状など健康被害をもたらした公害。

³ 岐阜県の神岡鉱山からの廃水に含まれるカドミウムが富山県の神通川流域の飲料水や作物を汚染し、地域住民に中毒症状など健康被害をもたらした公害。

を超細分化し、海外専門機関や海外専門事業者に委託することにより安全性の担保を図り、国民や海外に発信することが必要である。それが国内外に安心感をもたらす。また、「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」では、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合、被害者保護のために責任の範囲を無限責任」と定めており、正常運転下における地震や津波などが原因で原子力損害を与えた時は、国と結ぶ「原子力損害賠償補償契約」により賠償措置額1200億円を超える場合も事業者は補償義務を負うが、政府が原賠法の目的を達成するために必要と認める時は国会の議決の範囲内において必要な援助を行うことができるとしている。また、正常運転中の「異常に巨大な天変地異」又は「社会的動乱」に起因する原子力損害の場合、「事業者に免責のある政府措置」としており、今回の超巨大地震津波はそれにあたる可能性もあり、感情論で処理すべきではない。基本的に、原子力の推進は政府の政策であり、世界のエネルギー事情や社会の電気需要など様々な要件を電気事業者が負託にこたえる形で行ってきたことである。あくまでも、東電に責任を求めるということは国民全体で支えるのではなく、その責任の一部を関東圏の消費者に転嫁することになる。また、原子力事故として、東電だけに責任を押し付けるならば、原子力政策を推進した国、原発を誘致・推進した自治体首長の責任もいずれ問われることになるだろう。よって、事業者の瑕疵による原子力事故なのか、予測不可能な天変地異に端を発する原子力災害なのか、明確にする必要がある。

過去、因果関係は明確ではないが大規模な原子力事故発生後、被災国では災害規模に応じたインフレーションやスタグフレーションが発生しており、財政や経済に大きな負荷を原子力事故は与えることから今後の日本財政や経済は辛抱の時期を迎え、国民も痛みが伴う備えをしておかなければならない。

そして、現況における増税は経済を冷やすことにもなりかねず、復興財源は国債整理基金特別会計の準備金等の一部を取り崩し、その多くを震災国債で賄い、一部を日銀が引受け、その多くを海外に引き受けてもらう努力をすべきである。仮に、日銀が一部を引き受けたとしても現在の需給ギャップから考えれば、日銀引受けに端を発するインフレにはつながらないと考える。また、原賠財源は賠償にかかる政府機関を設置し、機関債に政府保証（債）を付与することにより、東電を国有化することなく支え、それ以外の国の負担分は財政法に基づき原賠特別会計を設置し、一般会計処理から外すべきである。原子力事故における損害賠償はある一定の段階で国が保証しなければ、その他の電力会社の経営環境にも影響を与え、全国的に電力料金が大きく跳ねあがる可能性を秘めており、国民を始め、事業者及び投資家などを安心させるためにも最終的には国が原賠法に基づき責任を負うべきであり、今後の原子力政策は核をめぐる安全保障政策ともリンクしていることから、それらを踏まえた国民的議論を要する。また、財源を確保するために間違っても消費税の増税や今ある給付を打ち切ってはならない。本来、給付はインフレ要因であるが、悪性のインフレに対抗するためにも低所得者層や被災者及び震災倒産に端を発する離職者には給付が必要であり、スタグフレーションだけには陥らない工夫をすべきである。

最悪の事態は過ぎ去ったのか、それともまだ大きなリスクが残されているのかは定かではないが、当面、原発は勿論こと、誘発される内陸型の大地震への警戒及び応急対応の準備が欠かせず、震災・原発事故不況に陥らないような事前対策を講じる必要がある。

2011/4/27